

クリーンウッド法に基づく合法性確認に係る納品書等への記載例

年 月 日

納品書（出荷伝票）

〇 〇 様  
（販売先）

事業者名

品名	数量	単価	金額	摘要
樹種：				産地：
	小計			
	消費税			
	合計金額			

認定番号：群馬県木連第 ー 号

上記の製品は、合法的に伐採された木材を原料としています。

ガイドラインに基づく記載（これまでどおり）

クリーンウッド法に基づき合法性を確認した旨の記述をする

※記載例を参考に記述する

クリーンウッド法に基づく記載（新たに追加）

#### 記載例 1

自社で伐採し、原木市場や製材工場に原木のまま販売した場合【素材生産販売事業者】

特に記載の必要なし（情報提供のみ）

販売先の求めに応じて、合法的に伐採した旨の資料を提供

民有林：森林経営計画書、伐採許可書等の資料を提供

国有林：管理署との立木売買契約書等の資料を提供

#### 記載例 2

自社で伐採した原木を製材・加工し製材品とした場合【第1種木材関連事業者】

◆クリーンウッド法に基づき原材料情報を収集し合法性が確認された木材です。

樹種及び伐採地域：上記のとおり

証明書等：○○○○

民有林：森林経営計画書、伐採許可書等の証明書を記載する。

国有林：管理署との立木売買契約書等の証明書を記載する。

#### 記載例 3

国有林の土場から原木を買受し製品とした場合【第1種木材関連事業者】

◆クリーンウッド法に基づき原材料情報を収集し合法性が確認された木材です。

樹種及び伐採地域：上記のとおり

証明書等：○○○○

国有林：管理署との売買契約書等の証明書を記載する。

#### 記載例 4

森林組合、又は素材生産業者から原木を買受し製品とした場合【第1種木材関連事業者】

◆クリーンウッド法に基づき原材料情報を収集し合法性が確認された木材です。

樹種及び伐採地域：上記のとおり

証明書等：○○○○

民有林：森林組合又は、素材生産業者からの森林経営計画書、伐採許可書等を確認し、証明書を記載する。

国有林：森林組合又は、素材生産業者と管理署との立木売買契約書等を確認し、証明書を記載する。

#### 記載例 5

原木市場から原木を買受し製品とした場合【第2種木材関連事業者】

◆クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材です。

原木市場からの納品書等の記載を確認しそのまま記載する。

#### 記載例 6

製材工場から製材品を買受し、加工して販売する場合【第2種木材関連事業者】

◆クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材です。

製材工場からの納品書等の記載を確認しそのまま記載する。